

相続定期貯金



取扱期間 令和8年3月2日(月)～令和9年2月26日(金)

※取扱期間中であっても、金利環境等の変化により当JAの判断で予告なくお取扱いを内容変更もしくは中止する場合があります。

組合員の方

組合員以外の方

店頭表示金利

+年0.3%
(税引前)

店頭表示金利

+年0.1%
(税引前)

※満期日以降は自動継続時の店頭表示金利を適用します。

ご利用いただける方

相続手続きが終了し、1年以内に相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける個人のお客様に限ります。

※相続手続き完了を確認できる資料の提示が必要となります。

預入金額

200万円～相続で取得した財産の範囲内まで。

※死亡共済金(保険金)や相続により取得した不動産・株式等を換金した資金も対象とする。

対象商品

スーパー定期貯金

●期間1年 200万円～1,000万円未満
(単利型、通帳・証書式、自動継続)

大口定期貯金

●期間1年 1,000万円以上
(通帳・証書式、自動継続)

※原則として満期日前解約はできません。やむをえず満期日前解約をする場合は、商品概要説明書に記載の計算方法にてお支払いいたします。

※一部支払いの取扱いはできません。

※表示金利は税引前であり、利息に20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。

※取扱店舗でお申込みの場合でも、お住まいが遠方等の理由によりお断りさせていただく場合があります。あらかじめお近くの店舗までお問合せください。

JAバンクをもっと便利に!

NEW

JAバンクアプリ プラス

JA ネットバンクがスマートフォンアプリでより使いやすくなりました♪

- 振込・振替・定期貯金取引が可能
- ページーで、税金・公共料金の支払いが可能



詳しくはこちら



JAバンクアプリ

詳しくはこちら

- キャッシュカードがあれば簡単登録!
- 普通貯金・定期貯金・定期積金・残高や取引明細がいつでも確認できる

※スマートフォン専用アプリです。



※詳しくは、JAの窓口でご確認ください。

担当者

 **JAうつのみや**

一般的な相続手続きのスケジュール

被相続人の死亡

[亡 年 月 日]

通夜

葬儀

初七日法要

四十九日忌法要

タイムリミット 3ヶ月……

[年 月 日]

タイムリミット 4ヶ月……

[年 月 日]

タイムリミット 10ヶ月……

[年 月 日]

相談のお電話はお早めに

相続開始

● 年金・保険の手続

● 遺言書の有無の確認 ●

● 相続人の確定

● 相続財産の調査

相続放棄または限定承認の申述

所得税の申告と納付(準確定申告)

● 相続人間で遺産分割協議
遺産分割協議書の作成

● 相続財産の評価・相続税の計算

● 相続税申告書の作成

相続税の申告と納付(延納・物納の申請)

相続財産の名義変更手続

遺言書がある場合、遺産分割は原則として遺言書のとおりに行われます。十分に調査しましょう。

単純承認または相続放棄・限定承認の判断をするためには、次の2点を明らかにしなければなりません。
1. 相続人の範囲(だれが相続人になれるのか)
2. 相続財産の把握(どんな財産があるのか)

相続人には、被相続人が払うべきであった所得税を申告・納付する義務が課せられています。

遺産分割において相続人同士が、1.だれが2.どの財産を3.どれだけ取得するかを話し合うことです。相続人全員の合意が不可欠です。

財産の種類ごとに一定の評価方法・評価基準が定められており、その価値が確定しなければ相続税額を算出できません。

税の納付期限は、申告書の提出期限と同時です。期限内に申告しなければ「無申告加算税」が、申告しても納付が遅れると「延滞税」が、また申告漏れがある場合も課税されることがあります。したがって、相続財産は漏れなく調査し期限内に申告しなければなりません。

JAうつのみやの相続手続支援サービス

窓口は一本。適材適所のサポート体制だから無駄なく安心です。

JAうつのみやの相続支援サービスは、相続に関わる各分野の専門家によるアドバイスや実務支援を行っています。相続はデリケートな問題です。故人様と共に歩んできたJA職員と各分野のエキスパートによるサポートチームにお任せください。

相続相談

- 納税手順をわかりやすくご説明
- 相続財産の診断
- 不安・疑問等への回答

ご相談の際にご用意いただきたいもの

- 被相続人(亡くなられた方)の出生時から死亡時までの戸籍謄本
本籍・続柄の記載のある住民票除票
- 各相続人(亡くなられた方の配偶者や子等)の戸籍抄本
住民票抄本(本籍・続柄記載のあるもの)
- 資産評価証明書(全資産)
- その他財産となるもの



相続に関することは何でも。まずは、お電話ください。JA職員がお応えいたします。

市外局番 028

中央支所 TEL 633-3467 城山支所 TEL 652-0711 姿川支所 TEL 658-6881
宝木出張所 TEL 622-6111 北部支所 TEL 665-0003 上河内支所 TEL 674-3333
平石支所 TEL 661-4311 豊郷支所 TEL 624-8011 河内支所 TEL 673-3135
南部支所 TEL 656-1020 清原支所 TEL 667-0151

市外局番 0285

南河内支所 TEL 48-2211
上三川支所 TEL 55-1510

■ お近くの店舗をご利用ください。

※詳しくは、JAの窓口、またはJAうつのみやホームページでご確認ください。

<https://www.jau.or.jp>